

# 滋賀県立看護専門学校細則

(目的)

第1条 この細則は、滋賀県立看護専門学校学則第38条の規定に基づき、学則の運用の細部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 学則第9条に規定する授業科目および単位数は全て必修とし、所定の時間割により受講するものとする。

(授業科目の履修)

第3条 学則第9条の規定に基づく学生の授業の履修については、別に定める。

(授業時間)

第4条 学校の通常における授業時間は、次のとおりとする。

|      |       |             |
|------|-------|-------------|
| 講義時間 | 1・2時限 | 9:00～10:30  |
|      | 休憩    | 10:30～10:40 |
|      | 3・4時限 | 10:40～12:10 |
|      | 昼休み   | 12:10～13:00 |
|      | 5・6時限 | 13:00～14:30 |
|      | 休憩    | 14:30～14:40 |
|      | 7・8時限 | 14:40～16:10 |

2 実習時間は、8時30分から16時45分までとする。

3 授業時間は、週33時間とする。

(欠席、欠課)

第5条 学生は、学校が定めた1日の授業科目のすべてを受講しないときは欠席とする。

2 欠席、欠課する者は、すみやかに欠席、欠課届(様式第1号)を校長に提出しなければならない。ただし、緊急のときは、電話等で届け出て後すみやかに届を提出するものとする。

3 前項の欠席届を提出する場合において、負傷または疾病のために引き続き7日以上にわたるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

4 次の各号に該当するときは、欠席日数に算入しない。

(1) 感染症にかかり、またはそのおそれのある学生に対して、校長が出席停止を命じた日数。

(2) その他やむを得ない事由で校長が必要と認めた日。

5 欠席、欠課について校長が必要と認めた者は、その指示により補習を受けなければならない。

(入学者の選考)

第6条 学則第15条に規定する入学試験を実施するため、入学試験委員会を置く。

入学試験委員会について必要な事項は、校長が別に定める。

(入学手続)

第7条 学則第16条第1項に規定する手続に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 高等学校または中等教育学校の卒業証明書(受験手続時に提出した場合等を除く。)

(3) 写真

2 前項第1号に規定する誓約書の保証人は、原則として、1人は学生の親族で成年者とし、他の1人は滋賀県内またはその周辺に居住し、独立の生計を営む成年者とする。

3 学生は、前項の保証人を変更したとき、または保証人が住所等を変更したときは保証人変更届(様式第3号)により、直ちに校長に届け出なければならない。

(入学の許可)

第8条 学則第16条第2項の規定による入学(転入学を除く。)の許可は、入学許可証(様式第4

号)を交付して行う。

(住所、氏名の変更)

第9条 学生は、住所や氏名に変更があったときは、すみやかに変更届(様式第5号)を校長に提出しなければならない。

(休学の手続および休学の許可)

第10条 学則第18条第1項に該当する場合は、休学願(様式第6号)を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 休学の許可は、休学許可証(様式第7号)を交付して行う。

(復学の手続および復学の許可)

第11条 学則第19条に該当する場合は、復学願(様式第8号)を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 復学の許可は、復学許可証(様式第9号)を交付して行う。

(転入学の手続および転入学の許可)

第12条 学則第20条第3項に該当する場合は、転入学願(様式第10号)に次の書類を添付し校長に提出しなければならない。

- (1) 写真(出願前3箇月以内に撮影した上半身、正面脱帽のもの)
- (2) 在学する学校または養成所の転学許可証
- (3) 在学する学校または養成所の単位取得証明書または成績証明書
- (4) 在学する学校または養成所の履修内容を示す書類
- (5) 学則第13条に規定する入学資格を確認できる書類
- (6) その他校長が必要と認める書類

2 転入学の許可は、転入学許可証(様式第11号)を交付して行う。

(退学の手続および退学の許可)

第13条 学則第21条第1項に該当する者は、退学願(様式第12号)を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 退学の許可は、退学許可証(様式第13号)を交付して行う。

(転学の手続および転学の許可)

第14条 学則第22条に該当する場合は、転学を希望する日の1箇月前までに転学願(様式第14号)を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 転学の許可は、転学許可証(様式第15号)を交付して行う。

(成績の評価)

第15条 成績の評価は、授業科目ごとに行う。

- 2 同一授業科目を複数の講師が担当している場合は、担当講師ごとに試験を行うことができる。
- 3 出席時間数が授業時間数の3分の2に満たない学生は、当該授業科目の評価を受ける資格を得ることができない。
- 4 試験(臨地実習含む。以下同じ。)の評点は、100点満点とし80点以上をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をDの4段階とし、C以上を合格とする。
- 5 試験に際して不正行為のあった者は、当該授業科目の評価を受ける資格を失うものとする。
- 6 校長は、試験に欠席した学生のうち、やむを得ない理由によるものであると認める者については追試験(臨地実習含む。以下同じ。)を行うことができる。
- 7 追試験を受けようとする者は、追試験受験願(様式第16号)を指定する期日(原則として当該試験の終了後7日以内)に提出しなければならない。
- 8 前項の場合において、追試験を受けようとする者は、医師の診断書または追試験を必要とする理由を証する書面を添付しなければならない。

- 9 追試験の評点は、1割を減じた点数として第4項に基づいて評価する。
- 10 校長は、試験および追試験の評点が合格点に達しない学生について、再試験を行うことができる。ただし、臨地実習の評点が合格点に達しない学生については、再実習は行わない。
- 11 再試験を受けようとする者は、再試験受験願（様式第17号）を当該授業科目の評価後5日以内に提出しなければならない。
- 12 再試験は再度実施しない。
- 13 再試験の評点は、その点数が60点を超える場合においても60点として取り扱い、第4項に基づいて評価する。
- 14 追試験および再試験は、校長が指定した日に受けなければならない。

#### （単位認定の基準）

- 第16条 学則第10条第1項による単位認定の基準は、出席時間数が授業時間数の3分の2以上であり、かつ、当該授業科目の評価がA・B・Cの学生に限り、単位を認定する。
- 2 単位が認定されなかった科目（臨地実習を含む。）においては、次年度以降に当該科目を再度履修し、成績の評価を受けなければならない。

#### （入学前の既修単位の基準と認定）

- 第17条 学則第25条に規定する入学前の既修単位の認定については、別に定める。
- 2 単位認定を受けようとする者は、次の書類を所定の期日までに校長に提出しなければならない。
    - （1）既修得単位認定申請書（様式第18号）
    - （2）修得した単位を証明する書類
    - （3）履修した内容を証明する書類
  - 3 単位認定は、既修単位認定証（様式第19号）を交付して行う。

#### （卒業の基準と認定）

- 第18条 出席日数が授業日数の3分の2以上であり、かつ、定められた科目を履修し所定の単位を修得した学生に限り、卒業することができる。

#### （履修の進度）

- 第19条 授業科目の履修は、各年次において定める科目を履修しなければならない。
- 2 臨地実習は、それぞれ科目ごとに、別に定める単位を修得していなければ履修できない。

#### （学籍簿の保管）

- 第20条 校長は、授業科目の評価を学籍簿に記載し、滋賀県文書管理規程に基づき保管しなければならない。
- 2 学籍簿の記載については、別に定める。

#### （入学考査手数料、入学料および授業料）

- 第21条 学則第31条、第32条および第33条の入学考査手数料、入学料および授業料については、別に定める。

#### （健康管理）

- 第22条 学則第35条の規定に基づく学生の健康管理については、別に健康管理規程を設ける。

#### （職員組織）

- 第23条 職員の職務および運営については、別に定めるところによる。

付 則

この細則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この細則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県立看護専門学校学則、細則については平成2年4月1日に入学する学生について適用し、同年3月31日現在、在学する学生については、なお従前の例による。

付 則

この細則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県立看護専門学校細則については平成15年4月1日に入学する学生について適用し、同年3月31日現在、在学する学生については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第17条および第19条の規定は、平成18年4月1日に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項の規定は、平成21年4月1日に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

付 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条の規定は、平成24年4月1日に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。